私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現　　行	改　正　後
私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領 ［略］ （対象となる者） 第１条１・２・３　［略］ ４　保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（１月１日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。 ［略］ （受給資格認定） 第５条　要綱第５条に規定する受給資格の認定に当たっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、様式第１号の１に保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して岩手県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。 ２・３　［略］ ［略］ 附 則 ［略］ ［新設］	私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領 ［略］ （対象となる者） 第１条１・２・３　［略］ ４　保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（１月１日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類又は個人番号カードの写しその他の書類（以下「課税証明書等」という。）が確認できる場合に限って、対象とする。 ［略］ （受給資格認定） 第５条　要綱第５条に規定する受給資格の認定に当たっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、様式第１号の１に保護者等全員の課税証明書等を添付し、事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して岩手県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。 ２・３　［略］ ［略］ 附 則 ［略］ 附　則 この要領は、令和３年５月６日から施行し、令和３年度の事業から適用する。

[新設]

様式第１号の１（その１）　（第５条・第６条関係）

年　　月　　日

様

私立高等学校等専攻科修学支援金

□ 受給資格認定申請書（初回時）

私立高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

□ 収入状況届出書（２回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

□ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

□ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、岩手県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道府県　　市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等専攻科を修了した者

・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 立 （修業年限：　　年）	年　　月　　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　　月　　日 ～　　年　　月　　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 （修業年限：　　年）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 （うち支給停止期間等） 年　　月　　日 ～　　年　　月　　日	学校の種類・課程・学科

【2．保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次の通りです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（1）　次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。			
①	□		親権者(両親)2名分
②	□		親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
		□ ア	親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		□ イ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等
③	□		未成年後見人□ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	□		生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合　等
⑤	□		生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等
（2）　次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。			
⑥	□		親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名、生徒との続柄及び生年月日（⑥にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名（ふりがな）	生徒との続柄
生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日	

氏名（ふりがな）	生徒との続柄
生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日	

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が４～６月の場合には、その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都道府県　　市区町村
□　日本国内に住所を有していない。

都道府県　　市区町村
□　日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更生決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組当による保護者等の変更はあった場合には、支給額は変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3．確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

[新設]

様式第１号の１（その１）　（別紙）

私立高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

受給資格認定申請書及び収入状況届出書記入上の注意

【１．高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ　①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。

ロ　過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。

ハ　これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ　「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。

ホ　「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和２年４月１日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。

ヘ　「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ　保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
　①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
　②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
　③法人である未成年後見人
　④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
　⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ　【２．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
　②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】④又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し（被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの）等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ト 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

イ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書当が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して２４月（特別支援学校専攻科は３６月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち３６月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、岩手県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 個人番号の利用によっては市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の個人番号カードの写し等が確認できる場合に限って、対象となります。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

[新設]

岩手県知事　様

年　　月　　日

個人番号利用目的同意書　兼　個人番号提供書

下記の者は、下記生徒在学中において、岩手県が下記事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

なお、今回提供する個人番号を用い、下記事務に係る事務手続を処理することを了承します。

・高等学校等就学支援金
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）
・私立高等学校等学び直し支援補助金
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例）
・私立高等学校生徒等奨学給付金
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例）
・いわての学び希望基金教科書購入費等給付金
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例）
・私立高等学校等授業料等減免等事業補助金（授業料減免事業に係るもの）
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例）
・私立高等学校専攻科生徒等修学支援金
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例）

生徒	学校名	
	学年、クラス及び番号	年　　組（科）　　番
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日
	住所	

保護者等（同意者）	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日
	住所	□申請者と同居
保護者等（同意者）	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日
	住所	□申請者と同居

記載要領

1　同意する者が自ら署名を行うこと。

2　代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

3　住所は、４～６月の申請：**前年１月１日時点、**
　　７～３月の申請：**当該年１月１日時点**に居住していた場所の住所を記載すること。
　申請者（生徒）と住所が同一の場合は「申請者と同居」にチェックすること。

個人番号確認書類貼付用紙

生徒氏名			
保護者等氏名（個人番号提供者）		続柄	
保護者等氏名（個人番号提供者）		続柄	

受給資格認定申請書又は収入状況届出書の「2. 保護者等の収入の状況について」に記載した保護者等の分について貼付してください。

下記番号確認書類のうちいずれかを提出ください。
①個人番号カードの写し（カバーをはずし、表面及び裏面の写し）
②個人番号通知カードの写し（マイナンバー記載面の写し）
③個人番号が記載された住民票の写し（貼付せずに本書に添えて提出願います）

※ **②の提出は次のいずれかに該当する場合に限ります。**
ア　通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合
イ　令和２年５月25日前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、令和２年５月25日前までに変更手続がとられており、令和２年５月25日以後変更を行うべき事由が発生していない場合

太枠内からはみ出る部分は折る等して、枠内に収まるように貼付をお願いします。

剥がれないように、しっかり糊付けをお願いします。（セロハンテープ不可）

様式第１号の１　（第５条・第６条関係）

年　　月　　日

様

私立高等学校等専攻科修学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

私立高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの☐のうち、いずれかの☐にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の☐にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、岩手県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道府県　　市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等専攻科を修了した者

・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 立 （修業年限：　年）	年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 （修業年限：　年）	年　月　日 ～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

様式第１号の１（その２）　（第５条・第６条関係）

年　　月　　日

様

私立高等学校等専攻科修学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

私立高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの☐のうち、いずれかの☐にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の☐にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、岩手県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道府県　　市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等専攻科を修了した者

・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 立 （修業年限：　年）	年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 （修業年限：　年）	年　月　日 ～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2．保護者等の収入の状況について】

（1）専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

□	４月～６月（前年度の課税証明書等を添付）	□	７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。				
①	□	親権者(両親)2名分		
②	□	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の１人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等
③	□	未成年後見人□ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）		
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合　等		
⑤	□	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等		
（2）－2　次の理由により、課税証明書等を添付しません。				
⑥	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合		

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3．確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

【2．保護者等の収入の状況について】

（1）専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

□	４月～６月（前年度の課税証明書等を添付）	□	７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。				
①	□	親権者(両親)2名分		
②	□	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の１人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等
③	□	未成年後見人□ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）		
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合　等		
⑤	□	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等		
（2）－2　次の理由により、課税証明書等を添付しません。				
⑥	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合		

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3．確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

様式第１号の１（別紙）

私立高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

受給資格認定申請書及び収入状況届出書記入上の注意

【１．高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。

ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。

ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和２年４月１日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤②特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため、４～６月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、７月～翌年３月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、７月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（２）②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（２）④から⑧までのいずれかに該当するものを選択してください。

様式第１号の１（その２）（別紙）

私立高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

受給資格認定申請書及び収入状況届出書記入上の注意

【１．高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。

ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。

ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和２年４月１日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑥特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため、４～６月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、７月～翌年３月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、７月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑥は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（２）②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（２）④から⑧までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、道府県民税所得割の額及び市町村民税の所得割の額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して２４月（特別支援学校専攻科は３６月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち３６月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、岩手県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

［略］

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し（被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの）等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、道府県民税所得割の額及び市町村民税の所得割の額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して２４月（特別支援学校専攻科は３６月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち３６月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、岩手県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

［略］